

福祉バスの利用の手引き



市内の福祉団体等に福祉バスの貸出をしています。
本手引きをご確認いただいた上で、福祉バスをご利用ください。

利用できる団体

- 市民活動団体・自治会・子ども会
 - 高齢者団体(老人クラブ及び 65 歳以上の者のみで構成された団体)・障害者団体
 - 市からの委託事業を運営実施する法人(我孫子市社会福祉協議会、保育園等)
- ※ご利用の場合は団体登録が必要です。

利用内容

《運行時間》

午前8時30分～午後5時

《運行期間》

1回の利用につき、1泊2日を限度とする

《運行範囲》

福祉バスが通行可能な経路で、千葉県内又は1日につき250km 以内(片道125km)

《利用人数》

15人から45人(中型 15～30人、大型 31～45人)

《運休日》

1月1日～1月3日及び12月29日～31日

《費用負担》

利用料金及び燃料費(市内利用は除く)、有料道路通行料、有料駐車場使用料等に係る費用

※利用料金については「福祉バス利用料金表」のとおり

※宿泊を伴う利用の場合は運転手の宿泊に係る費用(1日目の夕食及び2日目の朝食付き)についても利用者負担とする

～福祉バスご利用の流れ～

① 団体登録

初めて福祉バスを利用する団体は、新規団体登録が必要です。新規団体登録に係る書類を社会福祉課までご提出ください。

② 予約

利用希望日が決定しましたら予約が必要です。詳細は予約方法をご確認ください。

③ 申請

利用予定日の **30 日前**までに①我孫子市福祉バス(おおばん号)利用申請書 ②我孫子市福祉バス(おおばん号)運行計画書 ③我孫子市福祉バス(おおばん号)利用者名簿を社会福祉課までご提出ください。

④ 決定

申請書類等のご提出後、市で審査を行います。審査が無事通りましたら我孫子市福祉バス(おおばん号)利用決定通知書をお送りします。

※利用決定後、変更がある場合は運行予定日の**10日前**までに社会福祉課までご連絡ください。

⑤ 福祉バス運行

運行計画書に記載のない場所には立ち寄ることができません。ご注意ください。

⑥ 利用料金等の支払

団体あてに請求書をお送りします。請求書が届いてから2週間以内にお支払いください。

団体登録

≪利用目的≫

・市民活動団体・自治会・子ども会

地域福祉の向上を目的とする団体で奉仕活動、研修活動など公益的活動に利用することができます。ただし、観光、遊興その他娯楽が主たる目的があると認められる場合は利用できません。

・高齢者団体

65歳以上の高齢者の団体。団体の事業計画に基づき、研修、外出支援、健康増進、親睦交流に利用することができます。

・障害者団体

団体の事業計画に基づき、研修、外出支援、健康増進、親睦交流に利用することができます。

≪条件≫

- ① 我孫子市在住又は在勤、在学が6割以上いること
- ② 高齢者団体は皆様が65歳以上
- ③ 構成員人数が15人以上(バス利用人数が15人以上のため)

≪提出書類≫

- ① 我孫子市福祉バス(おおばん号)新規団体登録申請書
- ② 活動目的を記した書類
- ③ 年間活動計画書
- ④ 氏名及び生年が記載された構成員の名簿

≪提出方法≫

窓口又は郵送、FAX、ちば電子申請サービス

予約方法

≪先行予約≫

利用希望日の3か月前の月の初日9時～9時30分の間に電話で受付をします。

- ・第1希望から第3希望をお伝えください。
- ・2団体以上の予約申し込みがあった場合は抽選となります。
※仮予約はできません。
※先行予約は年間2回までのご利用になります。

≪一般予約≫

利用希望日の3か月前の月の初日の10時30分以降から先着順になります。

申請方法

《提出書類》

- ①我孫子市福祉バス(おおばん号)利用申請書
- ②我孫子市福祉バス(おおばん号)運行計画書
- ③我孫子市福祉バス(おおばん号)利用者名簿

《提出方法》

窓口又は郵送、FAX、ちば電子申請サービス

《提出期限》

利用予定日の30 日前(厳守)

※提出が遅れる場合は事前に社会福祉課へご連絡ください。

《注意事項》

- ・利用者の6割以上が我孫子市在住又は在勤、在学でないと利用できません。
- ・運行計画書には立ち寄る場所はすべて記入してください。**記載のない場所では停車できません。**
- ・雨天時に運行計画が変更になる場合は、雨天時の運行計画書も申請時に併せて提出してください。
- ・利用団体の会員以外の方を募集して参加料を徴収することはできません。
- ・駐車場の手配並びに荷物の積み込み及び積み卸しは利用者が行ってください。

《その他》

- ・利用を取りやめるときは、事情が生じた後直ちに、社会福祉課に連絡してください。
- ・ご利用後のバス会社へのお振込み申請者名は必ず団体名をお願いします。

福祉バス利用料金表

【利用料金表】

	市内のみ運行 中型バス	市内のみ運行 大型バス	市外へ運行 中型バス	市外へ運行 大型バス
利用料金 (1回利用毎)	無料	無料	90,000 円	100,000 円

下記団体につきましては、利用回数に応じて割引が適用されます。

	市外への運行1回目の利用	市外への運行2回目以降の利用
高齢者団体 障害者団体 保育園	無料	5割負担 (中型:45,000 円 大型:50,000 円)
市民活動団体 自治会 子ども会	5割負担 (中型:45,000 円 大型:50,000 円)	10 割負担 (中型:90,000 円 大型:100,000 円)

※4月から3月で利用された回数に応じて利用料金が発生します。

※利用料金とは別に燃料費(市内利用は除く)、有料道路通行料、有料駐車場使用料等に係る費用が発生します。

(問い合わせ先)

我孫子市 健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係
〒270-1192 千葉県我孫子市我孫子1858番地
電話 04-7185-1111(代表)
FAX 04-7185-3933

市ホームページ

